

北杜市図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>北杜市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>館長</u>が必要と認めるときは、<u>北杜市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、<u>館長</u>が必要と認めるときは、<u>教育委員会の承認を得て</u>これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>